

■指導行政のポイント

“小中一貫教育”と教員免許

菱村 幸彦

10月31日、中教審の小中一貫教育部会は「小中一貫教育の制度化及び総合的な推進方策について」（審議のまとめ案）を公表した。文部科学省は、この案をパブリック・コメントにかけた上で、12月下旬までに正式答申を受け、来春の通常国会に法案を提出する予定という。

免許制度に関する三つの考え方

審議のまとめ案は、①小中一貫教育学校（仮称）を制度化し、既存の小学校・中学校を併存する、②同一設置者が設置する小学校と中学校が一貫して教育を行う形態についても制度化する——方向性を示している。詳しくは審議のまとめ案をみていただくとして、ここでは小中一貫教育の制度化に伴う教員免許の問題を取り上げたい。

教員免許制度の改善について、目下、中教審の教員養成部会で審議を行っている。同部会では、①新しい教員免許状の必要性（例えば、小・中や中・高など複数学校種の免許状、英語・理科など小学校の教科免許状等）、②現行免許状での他校種における指導可能範囲の拡大、③免許更新制の改革等について検討しているが、小中一貫教育の制度化との関連では、次の三つの案が議論されている。

- (1) 小学校、中学校、小中一貫教育学校に対応した新たな免許状を創設する案。
- (2) 小学校免許状と中学校免許状を継続し、小中一貫教育学校に対応した免許状を創設する案。
- (3) 小学校免許状と中学校免許状の併有により対応する案。

これらの案についてみると、(1)および(2)の案は、既存の小学校免許状および中学校免許状との関係をどうするか、新たな免許状の教員養成をどこで行うかなど検討すべき課題が多い。

仮に小中一貫教育学校に対応した免許状を創設す

るとしても、経過措置が必要となる。経過措置としては、小学校免許状や中学校免許状のみを所有する教員を小中一貫教育学校に配置することを可能とするかどうか、その場合、小学校免許状所有者について小学校段階における教科の指導のみ可能とするか、中学校の教科等の指導も可能とするか等の問題がある。さらに、小中一貫教育学校免許状を創設するなら、中等教育学校免許状の創設は考えなくてもよいか、という問題も派生する。

現行免許状の弾力化で対応か

こうしてみると、(3)の考え方、すなわち、新たな免許状は創設せず、小中一貫教育学校の教員は、小学校免許状と中学校免許状を併せ持つこととする考え方が現実的ということになる。で、審議のまとめは、小中一貫教育学校の教員は小・中学校の免許状の「併有を原則とすることが適当」としている。しかし、小・中の免許状を併有する教員にはバラツキがあるから、この場合も経過措置が必要となる。審議のまとめ案は、どちらか一方の免許状の教員を配置した場合、その指導の範囲について、教科担任のみならず学級担任としての指導（道徳、外国語活動、総合的学習、特別活動等）を可能とすることが必要としている。

平成14年の教育職員免許法の改正で、中学校免許所有者は、小学校の対応教科について、指導を行うことが可能となっているが、それをさらに弾力化する必要があるわけだ。

中教審は12月末までに、小学校の教科免許状の創設や現行免許状の他校種における指導可能範囲の拡大等について結論を出すようだが、いずれにしても、小中一貫教育の制度化に当たって、学校教育法の改正と併せて、教育職員免許法の改正が必要となる。

（ひしむら・ゆきひこ＝国立教育政策研究所名誉所員）

●教育法規・制度のポイントを図と表で明示し、丁寧に解説！

新訂第2版 図解・表解教育法規

〔著〕坂田仰／黒川雅子／河内祥子／山田知代 B5判・280頁／定価(本体3,000円)＋税

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488 をご利用ください（24時間受付・即日発送）